



# 日高市立学校における働き方改革基本方針

～子どもたちへのよりよい教育を実現するために～

令和8年2月  
日高市教育委員会

## 1 基本方針の趣旨

---

日高市教育委員会は、教職員の働き方改革を更に推進し、持続可能な学校運営と質の高い教育の提供を目指すため、新たに「日高市立学校における働き方改革基本方針」を策定する。

これまでの取組では、教職員の負担軽減、ワーク・ライフ・バランスの改善、子どもたちと向き合う時間の確保などに一定の成果が見られたものの、目標の達成にはいまだ至っていない状況である。

本方針では、働き方改革の目的を「働き方改革の推進によって、子どもたちへのよりよい教育を実現する」とし、子どもたちのための働き方改革であることを明確にする。

また、「時間外在校等時間」に加え「働きやすい」「働きがいのある」職場環境についての目標を掲げ、県、市と学校が一体となって働き方改革に取り組むことで、より実効性のあるものとする。

なお、**本方針の目標達成に向けた具体的な取組は**、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）第8条に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する「**業務量管理・健康確保措置実施計画**」としての役割を果たすものであり、日高市教育委員会は本方針に基づき、実効性のある取組を推進する。

## 2 本市の現状

### 【平成28年度教職員勤務状況調査における、日高市教諭の時間外在校等時間の割合】

45時間を超える教諭の割合（土日を除く）…小学校85.7%、中学校72.7%

80時間を超える教諭の割合（土日を除く）…小学校34.7%、中学校45.5%

本市では、以上の調査結果を踏まえ、令和2年に「日高市立小・中学校における働き方改革基本方針」を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間縮減に取り組んできた。

こうした結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】 単位（％） ※令和6年度の義務教育学校は、武蔵台小中学校と高根小中学校

		令和7年3月期の勤務状況調査								令和6年度年間調査			
		平日（課業日）のみ				休日（週休日）を含む				平日（課業日）のみ		休日（週休日）を含む	
		月45時間超		月80時間超		月45時間超		月80時間超		年間360時間超			
小学校		7.3		0.0		8.1		0.0		38.3		40.8	
中学校		20.4		0.0		24.5		0.0		45.9		51.0	
義務教育学校	前期	12.5	18.3	0.0	0.0	12.5	18.3	0.0	0.0	50.0	46.7	50.0	46.7
	後期	25.0		0.0		25.0		0.0		42.9		42.9	

平成28年度の調査結果と比較すると大幅な削減ができてきているものの、当初目標としていた時間外在校等時間が「月45時間以内、年間360時間以内」は、未だ道半ばであることが分かる。

令和6年度の状況では、中学校及び義務教育学校は、小学校に比べて時間外在校等時間の超過割合が一貫して高い水準にある。

また、単月では「月80時間超」がゼロである一方で、「年間360時間超」の割合が高いことは、教職員が特定時期の超過を避けつつも、年間を通して業務を削減できていないことを示しており、業務の恒常的な見直しと平準化が不可欠である。

また、休日を含む集計では超過割合が増加することから、部活動指導や休日の校務への対応について、対応が必要であることが明らかとなった。

以上の結果を踏まえ、定量的な業務の負担を減らし、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

### 3 目的

#### 働き方改革の推進によって、子どもたちへのよりよい教育を実現する

教職員が心身ともに健康であり、授業やその準備を始めとした専門性に基づく教育活動に専念することで学校教育の質の維持向上を図ることが「子どもたちへのよりよい教育の実現」につながるという考え方の下で働き方改革を推進する。

### 4 本市の目指す教職員の働き方

- (1) 「効果的・効率的な業務」の実現
- (2) 「多様なワークライフスタイル」の実現
- (3) 「未来の自分への投資時間の確保」の実現
- (4) 「個業」から「協働」により「チーム学校」による業務遂行の実現

働き方改革を推進するには、DXを取り入れた「効果的・効率的な業務」を推進する必要がある。

また、仕事と子育ての両立など、教職員のニーズに応える「多様なワークライフスタイル」を可能としないといけない。

さらに、効率化や多様化によって新たに時間が生み出され、「未来の自分への投資時間の確保」ができることが、教職員としての更なる資質向上につながっていく。

そして、従来は一人一人の教師が強い使命感や責任感の下で、多様で幅広い業務を自己完結的に抱える傾向にあったが、このような「個業」型の業務遂行から業務の一部を「協働」でシフトチェンジすることにより、「チーム学校」として業務を遂行し、働き方改革と教育の質の向上の両立につなげる。

## 5 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・令和9年度末までに月45時間以内、年間360時間以内とする教職員の割合を100%とする。
- ・令和11年度末までに1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

### (2) 「働きやすい」「働きがいのある」職場環境（ウェルビーイング）に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の取得日数5日未満の人数をゼロにする。【令和6年度13名】
- ・ストレスチェックにおける「働きがい」の4段階評価で3以上の割合90%を目指す。【令和6年度89.5%】

「子どもたちへのよりよい教育の実現」につなげるためには、教職員が心身ともに健康であることが必要であり、時間外在校等時間に係る定量的な目標とした。

また、「本県の目指す教職員の働き方」の実現に向けて、時間だけでは推し量れない教職員としての「『働きやすい』『働きがいがある』職場環境の確立」を定性的な目標とした。

時間外在校等時間の縮減に向けて実効性ある取組を推進しつつ、教育の質の維持向上を図ることに加え、教職員のウェルビーイングを高めながら、子どもたちへのよりよい教育を実現できるよう、働き方改革を推進していく。

## 6 取組期間

令和8年度～令和11年度

## 7 「学校と教師の業務の3分類」と目標達成に向けた取組の柱「3つの視点」

### 学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

#### 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

#### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械設備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画



まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

#### 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

### 取組の柱「3つの視点」

- ① 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現
- ② 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立
- ③ 保護者や地域の理解と連携の促進

「職場の心理的安全性」、「良好な労働環境」、「保護者や地域との信頼関係」、「子どもの成長実感」を観点とした「**教師のウェルビーイング**」の考え方を取り入れ、上記の「3つの視点」を取組の柱とした。

「学校と教師の業務の3分類」の内容と取組の柱「3つの視点」を関連させ、教育職員の業務量の適切な管理と、その他教育職員の健康及び福祉の確保を図ることとする。

### 【令和7年9月26日「学校と教師の業務の3分類」】

目標を達成するためには、文部科学省が示した「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施する。

## 8 目標達成に向けた業務量管理・健康確保措置の取組

### 視点① 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

#### ○教育条件整備

	実施主体		3分類
<b>調査、報告方法の整理と見直し</b>	市教委	学校	⑥
各種通知文や調査、報告×切を早目に学校へ示し、学校が計画的に業務が進められるようにする。			
<b>適正な年間授業時数の設定</b>	市教委	学校	—
標準を大きく上回る授業時数（小学4年生以上は年間で1086単位時間以上）の計画とならないよう、年間授業週数を40週を基本として考え、1週間当たりの授業コマ数が28コマ以内となるよう教育課程を編制することで、教員にとっての余白の時間を創出し、計画的に子どもと向き合う時間や業務遂行時間を確保する。			
<b>日高市学校部活動ガイドラインの遵守</b>	市教委	学校	⑬
日高市教育委員会はガイドラインの見直しを進め、学校はガイドラインを遵守して部活動を進める。			
<b>「ノー部活動デー」の設定</b>	市教委	学校	⑬
各学校で状況を踏まえた「ノー部活動デー」を設定し、教員の負担軽減を図る。			
<b>学校部活動の地域展開</b>	市教委	学校	⑬
令和8年度にプロジェクトチームの立ち上げ、関係団体との交渉・説明を進める。 令和10年度には一部の部活動を地域クラブ活動とし、令和13年度までに土日の部活動は完全に地域クラブ活動とする。			

## 8 目標達成に向けた業務量管理・健康確保措置の取組

### 視点① 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

#### ○教育条件整備

	実施主体		3分類
<b>事務の共同実施の推進</b>	市教委	学校	⑥
月1回の事務の共同実施を確実にいき、日高市教育委員会からの情報提供と課題を共有・整理し、各校での事務の効率化を進める。			
<b>学校プールや体育館等の施設・設備の管理</b>	市教委	学校	⑨
学校プールの外部委託については、関係業者との調整を進め、令和8年度には1校、令和9年度にはさらに1校と、可能な範囲で進めていく。 体育館等の放課後や勤務時間外の施設開放・設備の管理については、令和10年度を目安に日高市教育委員会が行うよう整備を進める。			

## 8 目標達成に向けた業務量管理・健康確保措置の取組

### 視点① 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

#### ○校務DXの推進

	実施主体		3分類
<b>ICTを活用した日高市教育委員会と学校の連携による調査・報告の効率化</b>	市教委	学校	⑥
校務支援システム、センターサーバ、Googleドライブ、GoogleChatを活用して、日高市教育委員会と学校の連携を強化し、調査・報告の効率化を進める。			
<b>提出文書の電子化</b>	市教委	学校	⑥
様式の統一や校務支援システムからの帳票出力を進め、各種文書提出に係る時間を削減する。			
<b>会議資料の電子化</b>	市教委	学校	—
職員会議やその他打合せ資料等は、必要部数を印刷せず電子で使用するにより準備時間を削減する。			
<b>指導案や教材等の共有</b>	市教委	学校	⑮
Googleドライブ、Hiduce、センターサーバを活用することで、授業準備の効率化を図る。			
<b>学習系、校務系ネットワークの連携</b>	市教委	学校	⑧
令和11年度までに学習系と校務系ネットワークを連携することで、教職員が1台の端末で業務が進められるシステムを構築する。			

## 8 目標達成に向けた業務量管理・健康確保措置の取組

### 視点① 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

#### ○外部人材の活用・人的対応

	実施主体		3分類
<b>事務の会計年度任用職員の雇用促進</b>	市教委	学校	⑥⑦
調査・統計への回答やチェック、学校の広報資料等、職員の特性に応じた業務を分担し、事務の効率化を図る。			
<b>欠員対応</b>	市教委	学校	—
様々な事情により学校に欠員が生じた場合には、日高市教育委員会が中心となり他市町村、大学、市の公式LINE、関係者等に、募集の働きかけを行う。			
<b>学習支援員の配置</b>	市教委	学校	⑭⑮⑯
小学・義務教育学校1年生の学級数に応じた学習支援員を各校に配置し運用することで、給食や授業準備の対応、宿題等のチェック、採点作業等を担い、教職員の負担を軽減させる。			
<b>ICT支援員の配置と積極的な活用</b>	市教委	学校	⑦⑧
ICT支援員が各校を巡回し、広報資料の作成・ウェブサイトの作成・管理に積極的に関わる。また、関係業者と日高市教育委員会担当者と密に連携することにより、学校の情報担当者による日常的な保守・管理の負担を軽減させる。			
<b>登下校時の通学路における日常的な見守り活動等</b>	市教委	学校	①
地域学校協働本部と連携して、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。			

## 8 目標達成に向けた業務量管理・健康確保措置の取組

### 視点① 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

#### ○外部人材の活用・人的対応

	実施主体		3分類
<b>放課後から夜間などにおける校外の見守り、児童生徒が補導された時の対応</b>	市教委	学校	②
放課後から夜間における見回りについては、地域ボランティアが行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。			
<b>地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等</b>	市教委	学校	④
各地区の公民館長や地域学校協働活動推進委員がコーディネーターとなって、地域学校協働活動における学校との連絡調整を行う。			

## 8 目標達成に向けた業務量管理・健康確保措置の取組

### 視点② 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立

#### ○教員としての充実感の向上

	実施主体		3分類
<b>子どもと向き合う時間の確保</b>	市教委	学校	－
適正な年間授業時数を設定することで、児童生徒と向き合う時間を確保し、教職員の「働きがい」を高めよりよい教育を実現する。			
<b>心理的安全性の確保</b>	市教委	学校	－
職場の心理的安全性を高め、組織力を高められるよう管理職に対して会議や研修等の機会を通じて職場環境の改善に向けた取組を共有する。			
<b>指導力の向上</b>	市教委	学校	－
教育公務員としての使命を再確認し、授業や学校行事等を中心に学校生活全般で、子どもの成長を実感でき喜びを味わえるような研修を推進する。			

## 8 目標達成に向けた業務量管理・健康確保措置の取組

### 視点② 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立

#### ○働きやすい職場環境の整備

	実施主体		3分類
<b>「退校時刻」の設定</b>	市教委	学校	－
各学校の状況を踏まえて退校時刻を設定し、退校時刻に対する意識を高めることにより教職員の健康管理を図る。			
<b>週休日の振替や調整の確実な取得</b>	市教委	学校	－
時間外勤務を行った場合の状況を適切に管理し、いわゆる調整の確実な取得を進める。			

#### ○柔軟な働き方・ストレスチェック活用の推進

	実施主体		3分類
<b>フレックスタイム制等の活用</b>	市教委	学校	－
フレックスタイム制や各種休暇を効果的に活用できる教職員に、制度の周知を行う。			
<b>ストレスチェックの実施</b>	市教委	学校	－
年2回のストレスチェックを確実に実施し、現状の把握から良好な労働環境の見直しを図る。高ストレス者の割合は10%未満を目指す。			

## 8 目標達成に向けた業務量管理・健康確保措置の取組

### 視点② 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立

#### ○勤務管理システムに基づく学校支援と健康管理の推進

	実施主体		3分類
<b>面接指導の勧奨、適切な措置</b>	市教委	学校	－
時間外在校等時間を確実に把握し、教職員一人一人に応じた働き方の見直しを進める。特に、時間外在校等時間が80時間超の教職員には個別面接を実施する。また、高ストレスの教職員に対して、産業医による面接指導を勧奨するとともに、その結果に基づく適切な措置を講ずる。			
<b>年次有給休暇取得の推進</b>	市教委	学校	－
年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりに進め、1人年5日以上を取得を目指す。			
<b>現場の教職員を中心とした議論の実施</b>	市教委	学校	－
教務主任等を中心に、各校の現状からさらに進められる学校における働き方改革の議論を実施する。			

## 8 目標達成に向けた業務量管理・健康確保措置の取組

### 視点③ 保護者や地域の理解と連携の促進

#### ○働き方改革に関する理解促進

	実施主体		3分類
	市教委	学校	
<b>学校閉庁日の周知</b>	市教委	学校	－
休暇取得を促進するために、令和10年度までに「学校閉庁日」を8日以上設定する。その際は、緊急連絡先は、日高市教育委員会とし、緊急対応に配慮するよう働きかける。			
<b>「定時退勤ウィーク」「ノー部活動デー」の設定・周知</b>	市教委	学校	－
教職員の負担軽減を図るため、各学校の状況を踏まえて、「定時退勤ウィーク」「ノー部活動デー」を設定し、保護者、地域に周知する。			
<b>市民、保護者等の理解促進</b>	市教委	学校	－
ホームページやメッセージ配信で、県のリーフレットを周知し、「学校における働き方改革基本方針」について、市民、保護者等の理解促進を図る。			

## 8 目標達成に向けた具体的な取組

### 視点③ 保護者や地域の理解と連携の促進

#### ○地域の協力・連携

	実施主体		3分類
	市教委	学校	
<b>学校運営協議会の活用</b>	市教委	学校	－
学校運営協議会において「学校における働き方改革」について共通理解を図り、家庭・地域と学校が協力して働き方改革について取り組むよう働き掛ける。			
<b>電話対応終了時刻の設定</b>	市教委	学校	－
各校の実情に応じて、外部からの電話対応終了時刻を設定し、保護者や地域に周知する。緊急時の連絡先は、日高市教育委員会とする。			
<b>地域学校協働活動の推進</b>	市教委	学校	－
地域ボランティアの支援により教職員の負担を軽減する。			
<b>コミュニティ・スクール研修会等の開催</b>	市教委	学校	－
「地域とともにある学校づくり」を推進するため、6地区の学校運営協議会委員を対象とした研修会を、市で年1回以上実施する。			

## 9 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 教職員の時間外在校等時間を市ホームページで公表、教育委員会会議や総合教育会議での報告
- (2) 出退勤管理システムでの時間外在校等時間の適切な把握、ストレスチェック結果からの把握

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- (2) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

日高市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職や教務主任等向けにマネジメント等に関する議論を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本基本方針に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の取組について周知を行うとともに、協力を得られるようにする。